

# 笠間市いじめ防止対策推進条例（概要）

## 第1 総則（第1条から第10条）

### （第1条）目的

- 学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### （第2条）定義

- いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （第3条）基本理念

- 児童等が安心して学習や活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずに、いじめが行われなくなるようにする。
- 児童等をいじめから確実に守るとともに、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめに関する理解を深め主体的に行動できるようにする。
- いじめの防止等に関する取組を実効的なものにするため、学校全体で組織的に取り組む。
- 市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題の克服を目指す。

### （第4条）いじめの禁止

- 児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

### （第5条）市、教育委員会の責務

- いじめの防止等のための対策を講じる。
- 関係機関等と連携し、児童生徒の健全育成に係る事業の充実に努めなければならない。

### （第6条）学校及び校長その他の教職員の責務

- 児童生徒の保護者、市民等、関係機関等との連携
- いじめの防止等に取り組み、児童生徒に対しいじめの疑いが認められる場合には、適切に対処する。
- 校長は、所属教職員を監督し、いじめのない学校運営が行われるよう努めなければならない。

### （第7条）保護者の責務

- いじめを行うことのないよう、いじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、必要な指導を行うよう努めなければならない。

## 第2 いじめ防止基本方針（第10条、第11条）

### 1. 笠間市いじめ防止基本方針（法第12条）

- 法第12条に基づき、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定める。  
策定と公表を義務付け（法律：策定の努力義務）

### 2. 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

- 法第13条に基づき、学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定める。  
策定と公表を義務付け（法律：策定の義務）

## 第3 基本的施策（第12条から第17条）

### （第12条）いじめの未然防止のための施策

- 命と心の大切さ・尊さについて学ぶ機会の提供
- いじめを未然に防止するための対策を講ずるため学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携
- 全ての教育活動を通じて道徳教育、人権教育、体験活動及び生徒指導の充実を図る。

- 校内にいじめの防止等の対策のため組織を設置する。
- 児童等の保護者及び市民等と連携し、いじめの防止等に関する活動を実施 等

### （第13条）いじめの早期発見のための施策

- いじめに関する実態を的確に把握し、発見したいじめに対し、迅速かつ適切な措置を講ずる。
- いじめに関する相談体制の整備及び充実
- 在籍する児童等に対する定期的な調査 等

### （第14条）いじめへの対処のための施策

- 児童生徒の安全を確保及びいじめを行った児童等に適切な指導
- いじめに関する情報の収集、及び教育委員会への報告
- 法第26条の規定に基づき、必要に応じ出席停止を命ずる。 等

### （第15条）学校の教職員の資質の向上

- 専門的知識に基づき、教職員に対する研修の充実を図り、資質の向上に努める。

### （第16条）いじめの防止等に係る情報提供及び啓発

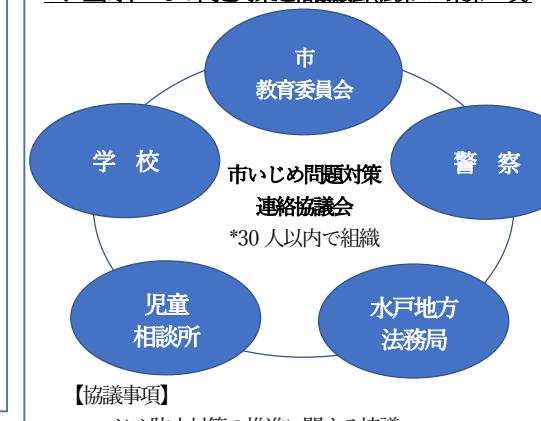
- いじめに係る相談又は通報の方法その他必要な情報の提供及びいじめの防止等に係る啓発

### （第17条）インターネットを通じて行われるいじめの防止等

- 学校その他関係機関等と連携し必要な措置を講ずる。

## 第4 いじめの防止等のための組織及び重大事態への対応（第18条から第23条）

### 1. 笠間市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項）



### 2. 笠間市いじめ調査委員会（法第14条第3項）

市いじめ調査委員会  
\*10人以内で組織

重要事項の諮問  
重大事態の調査依頼  
重要事項の意見  
重大事態の調査報告

教育委員会

### 3. 笠間市いじめ再調査委員会（法第30条第2項）

市いじめ  
再調査委員会  
\*5人以内で組織

市長

議会

### （第21条）重大事態への対応

○教育委員会が市いじめ調査委員会に調査を行わせ、調査結果を市長に報告

### （第22条）再調査の実施

○市長が市いじめ再調査委員会に調査を行わせ、調査結果を教育委員会及び議会に報告

### （第23条）再発防止のための措置

○市長及び教育委員会は調査事案への対処、再発防止のための必要な措置

## 第5 補則（第24条から第26条）

### （第24条）個人情報の取扱い

（第25条）市長及び教育委員会の連携

（第26条）委任